

5. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア 「介護給付適正化」の意義

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 介護給付の適正化の推進について

介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、平成 19 年度にお示しした「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成 20 年度から適正化事業の全国的な展開を図ったところである。

平成 23 年度以降の取組については、平成 23 年 3 月にお示しした「第 2 期（平成 23 年度～平成 26 年度）介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県において「第 2 期介護給付適正化計画」を策定し、都道府県、保険者の実情に応じて、効果的と思われる取組を優先した目標を設定する等により、引き続き介護給付の適正化について推進に努めていただきたい。

さらに、「平成 24 年度介護報酬改定に関する審議報告」（社会保障審議会介護給付費分科会）において、介護給付費通知の取組等を通じて福祉用具貸与（販売）価格の適正化に向けた取組をさらに推進することとされていることにも配意願いたい。

【参考 1】○国が示した実施目標 →（ ）内は、事業実施実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
適正化事業	100% (99.1%)	100% (99.4%)	100% (99.4%)
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	85% (90.4%)	95% (93.6%)	100% (94.1%)
ケアマネジメント等の適切化 ※ケアプランの点検	85% (45.1%)	95% (56.4%)	100% (64.7%)
※住宅改修等の点検	85% (79.0%)	95% (83.5%)	100% (83.7%)
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 ※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	85% (68.9%)	95% (73.5%)	100% (78.2%)
※介護給付費通知	85% (57.6%)	95% (63.3%)	100% (68.4%)

(注) ※の 5 事業を主要適正化事業という。

【参考2】適正化事業の実施率（平成22年度実績）

都道府県	認定調査状況 チェック	ケアプランの点検	住宅改修等の点検	介護給付費通知	医療情報との突 合・縦覧点検
北海道	89.1	36.5	79.5	25.6	58.3
青森県	85.0	45.0	80.0	57.5	50.0
岩手県	83.3	45.8	75.0	41.7	50.0
宮城県	100.0	64.7	64.7	61.8	73.5
秋田県	81.8	31.8	68.2	27.3	100.0
山形県	57.1	28.6	51.4	20.0	51.4
福島県	75.0	32.7	67.3	44.2	42.3
茨城県	97.7	70.5	88.6	79.6	90.9
栃木県	100.0	77.8	88.9	100.0	81.5
群馬県	97.1	62.9	94.3	100.0	100.0
埼玉県	96.8	98.4	91.9	100.0	96.8
千葉県	94.4	57.4	59.3	88.9	53.7
東京都	96.8	50.0	88.7	95.2	98.4
神奈川県	100.0	60.6	87.9	84.9	100.0
新潟県	100.0	43.3	60.0	23.3	60.0
富山県	100.0	77.8	55.6	88.9	100.0
石川県	100.0	84.2	100.0	42.1	100.0
福井県	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0
山梨県	100.0	88.9	92.6	59.3	51.9
長野県	93.7	55.6	82.5	15.9	100.0
岐阜県	100.0	61.1	97.2	50.0	100.0
静岡県	100.0	74.3	85.7	85.7	91.4
愛知県	100.0	96.3	100.0	94.4	100.0
三重県	100.0	76.0	96.0	92.0	92.0
滋賀県	100.0	79.0	94.7	89.5	84.2
京都府	100.0	34.6	50.0	15.4	38.5
大阪府	100.0	95.1	100.0	97.6	100.0
兵庫県	97.6	53.7	78.1	92.7	63.4
奈良県	94.9	56.4	76.9	69.2	61.5
和歌山県	96.7	100.0	73.3	83.3	100.0
鳥取県	94.1	47.1	76.5	52.9	58.8
島根県	76.9	53.9	69.2	76.9	100.0
岡山県	100.0	92.6	100.0	100.0	100.0
広島県	82.6	82.6	73.9	78.3	73.9
山口県	100.0	73.7	73.7	100.0	57.9
徳島県	82.6	82.6	100.0	91.3	100.0
香川県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
愛媛県	100.0	95.0	100.0	95.0	95.0
高知県	93.3	56.7	96.7	63.3	100.0
福岡県	100.0	100.0	92.9	67.9	85.7
佐賀県	100.0	71.4	71.4	42.9	85.7
長崎県	100.0	73.7	89.5	94.7	68.4
熊本県	100.0	100.0	97.8	91.1	97.8
大分県	88.9	66.7	77.8	66.7	44.4
宮崎県	100.0	53.9	100.0	65.4	30.8
鹿児島県	100.0	62.8	93.0	86.1	81.4
沖縄県	92.9	64.3	100.0	85.7	64.3
全国計	94.1	64.7	83.7	68.4	78.2

(2) 介護給付適正化推進特別事業について

予算や人員体制の確保が難しいこと等により、介護給付適正化事業の事業内容の実施に至っていない保険者も存在することから、保険者が都道府県や国保連と連携し、介護給付の適正化に取り組んでいけるよう、「介護給付適正化推進特別事業」を実施することとしている。

- ① 目に見える効果が得やすい「縦覧点検・医療情報との突合」について、実施月数の拡大等による更なる推進
- ② 都道府県と国保連合会との連携による、管内保険者に対する国保連合会介護給付適正化システム活用にかかる研修等
- ③ 事業所への牽制効果があると考えられる「介護給付費通知」事業等、効果的、先駆的な適正化事業の実施

等を予定しており、保険者と一体となって協力しながら、国保連合会への委託も含め効果的・効率的な事業の推進を図るため、積極的に活用願いたい。

【参考 3】

介護給付適正化推進特別事業の概要

(平成 23 年度予算額) (平成 24 年度予算額 (案))
85,728 千円 → 75,200 千円

1. 目的

都道府県、保険者及び国保連が行う介護給付費の適正化事業の一層の推進を図るため、都道府県に所要の経費を助成して保険者支援を行うものである。

2. 事業内容

(1) 都道府県が行う保険者支援

- ① 保険者の適正化事業担当者に対して、国保連合会から職員を派遣し、システム活用に係る研修や実地支援等を行う。
- ② ケアプラン点検について、取組が進んでいない保険者の適正化事業担当者に対して「ケアプラン点検支援マニュアル」の研修等を行う。
- ③ ノウハウのある専門職員等を派遣し、具体的なケアプラン点検方法等に関する研修等を行う。

(2) 国保連のノウハウを活用した保険者支援

- ① 費用対効果が見込まれる縦覧点検・医療情報との突合の更なる推進を図るため、国保連合会と連携した取組を行う。
- ② 介護給付費通知について、国保連合会による通知作成・発送処理等を活用する。

(3) その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情を踏まえ、都道府県、保険者、国保連合会等が効率的・効果的な先駆的事業を行う。

3. 実施主体 都道府県

4. 負担割合 国 10 / 10